

法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

シリーズ
法人登記
(商号・事業) 内容

わが社の登記内容ご存知ですか?

昔は、トーホン【商業登記簿謄本】といいましたが、最近ではコンピュータ化に伴い登記事項証明書と呼び、主に次の記載があります。

【株式会社】

- ①商号・本店所在地・会社成立の年月日
- ②目的
- ③発行可能株式総数・発行済株式の総数並びに種類及び数
- ④株券を発行する旨の定め
- ⑤資本金の額
- ⑥株式譲渡制限に関する規定
- ⑦役員に関する事項
- ⑧取締役会設置会社に関する事項

【商号】：社名の登記にはローマ字も、アラビア数字（普通の1. 2. 3の数字）や記号の「&」「・」「-」「.」も使えます。例えば、「No.1 Aichi,リサイクル！」もオーケーですね。

【目的】：事業の目的が具体的に記されています。

この目的が実は曲者で、廃棄物と言っても、産廃もあれば一廃もあります。

産業廃棄物につづくのは「処理」でしょうか「処分」でしょうか。中間処理や最終処分を行う場合は「処分」ですが、収集運搬も行う予定なら「処理」とした方がいいですね。産廃許可の申請には、産廃の関すること登記がなされていなくても問題なく受けられ、許可も取得できます。運送業（正式には、一般貨物自動車運送事業）の許可申請時には、登記

に記載がなくても、許可証を受け取り実際に運輸開始するには登記を完了している必要があります。ちなみに、一昔前は、「一般区域貨物自動車運送事業」といいました、現在では区域が廃止されたので「一般貨物自動車運送事業」です。

一方、建設業許可では、この目的に関して若干取扱いが異なり、例えば、実際は内装工事が中心であっても、登記が建築工事や建設工事となっていても問題ありません。反対に、建築一式の許可申請の場合に、目的が水道工事業ではいけません。ゼネコン・サブコンではありませんが、総合の建設や建築になっていればOKというわけです。

また、宅地建物取引業免許申請、労働者派遣事業許可申請、建築士事務所登録などにおいては、一言一句間違えがないように登記されていなければ、許可や免許の申請すらできません。

【目的】の順番：もうひとつ、わが社の【目的】の順番はどうでしょう。メインの事業目的が最初になっていますか？

なかには、「産廃の中間処理業」しかやっておられないのに、目的の欄が、最初に「飲食店の経営」、続いて「不動産売買の仲介」「損害保険代理業」の順で、一番最後に「産業廃棄物処理業」となっている場合があります。

登記は、日本全国公開、インターネットでも確認できるものです。

是非一度わが社の登記を確認してみましょう。